



日整連

加入資格

各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

令和6年10月1日 ~ 令和7年9月1日加入用

SINCE 1971

自動車整備業賠償共済保険

整備事業者の業務遂行中(納車・引取り・車検場への往復等)の事故はお客様が加入している任意自動車保険では補償されません。万が一のためにご加入をおすすめします。

おすすめ

&Ucar[®] 契約 P.6.7

&Ucar自動車保険

販売用中古車を運転して移動中に
通行人をはねてしまい死傷させた。

販売用

中古車の補償



&Ucar車両特約

販売用中古車同士をぶつけて
車にキズがついてしまった。

基本 契約 P.2.3

受託自動車保険

(整備受託自動車保険特約)

車検で預かった車を納車に行く途中で、
通行人をはねてしまい、死傷させた。

PL保険

(生産物賠償責任保険)

お客様に納車後、整備不良が原因
でタイヤが外れ、そのタイヤが歩
行者を直撃してケガをさせた。

施設賠償
責任保険

工場の看板が外れて、
通行人を直撃し、
ケガをさせた。

車検・整備

整備受託車の補償

火災保険
水災保険特約

工場で保管中、洪水により
お客様の車が水没した。

車両賠償保険

(自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触して
お客様の車を破損させた。

オプション 契約 P.4.5

おもな特徴

団体契約により

割安な保険料

簡単なお手続き

でお申込みが可能

PL保険付き

整備ミスによる納車後の損害を補償

全国で
約30,000事業場が
加入している
整備事業者のための
保険です。



動画でも
ご覧いただけます



保険始期日は毎月1日です。

手続き方法・締切日はP.15をご参照ください。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL 03-3404-6141



基本契約

【受託自動車保険】【PL保険(生産物賠償責任保険)】
【施設賠償責任保険】がセットされています。

受託自動車保険

対人賠償
対物賠償
自損事故

対人・対物賠償責任保険
+ 対物超過修理費用補償特約

整備、修理、点検等(以下「整備作業」といいます。)のため、お客様からお預かりしたお車(以下「受託車」といいます。)で事故を起こした場合の、事業者が負担する法律上の損害賠償責任や従業員等の自損事故傷害を補償します。

対象 対象となる事故例

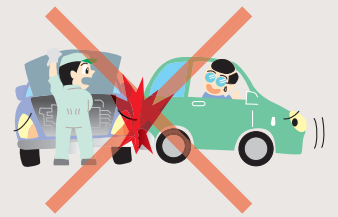
- 車検場で受託車を検査中、アクセルとブレーキを踏み間違え、ヘッドライトテスターに衝突した。
- 点検するために受託車を工場へ搬送中、歩行者をはねてケガをさせた。
- 受託車を納車する途中、前方の車両に追突し前方の車両に損害を与えた。(受託車自体の損害は車両賠償保険・車両補償保険で補償の対象となります。P.4をご覧ください。)



対象外となる事故例

- 納車の途中に私用のため、通常のルートを逸脱して走行中に歩行者をはねてしまった。
- 工場内でお客様の運転する車が停車中の受託車に追突した。(お客様がご加入の自動車保険が適用となります。)
- 自社の下請業者が運転中に、歩行者をはねて死亡させた。

免責金額(自己負担額)について	
● 対人賠償事故	…………… 0円
● 対物賠償事故	1事故あたり …… 1万円



PL保険

対人賠償
対物賠償
完納車車両

生産物賠償責任保険

受託車に対する整備、修理、点検等に欠陥があり、納車後に他人(お客様も含む)が身体障害や財物損害を被った場合、または完納車※自体を損壊させた場合に、被害者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。(納車後(保険加入期間内)に発生した対人事故・対物事故・完納車車両事故を補償) ※「完納車」とは、依頼された整備、点検作業を完了してお客様に引き渡された後の受託車をいいます。

対象 対象となる事故例

- オイル交換時のドレンコックの締め方があまく、納車後にオイル漏れを起こしエンジンを焼き付かせた。(完納車車両事故)
- ミッション交換を行い、納車後、整備ミスによりミッション自体に不具合が生じ再整備した。(完納車車両事故)
- ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させ、運転者も負傷した。(対人・対物事故)



対象外となる事故例

- 作業を伴わない目視点検の場合の完納車車両事故
- 単なる清掃・給油のみを実施した場合の納車後の車両損害
- 取り寄せた交換部品自体の欠陥を原因とする事故



免責金額(自己負担額)について	
● 対人賠償事故	1事故あたり …… 0円
● 対物賠償事故	1事故あたり …… 3万円
● 完納車車両事故	1事故あたり …… 0円

※損害額の85%に相当する金額を保険金としてお支払いします。

保険責任期間

完納車車両事故は納車日から

- 自家用車等 …………… 12か月以内
- 事業用車 …………… 1か月以内に発生した事故に限ります。

※自家用車等にはナンバーがない場合および構内専用車を含みます。

施設賠償責任保険

対人賠償
対物賠償

工場等の施設の所有・使用および管理する施設自体の欠陥、不備に起因する事故、もしくはこれらの工場施設を利用して行う業務遂行上の事故によって事業者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

対象 対象となる事故例

- 工場の看板が落ちて、通行人にあたりケガをさせた。
- 工場内でお客様がピットに落下して、お客様にケガを負わせた。



対象外となる事故例

- 工場の看板が落ちて、自工場で販売する商品車が損壊した。(商品車(中古車)自体の損害は&Ucar車両特約で補償の対象となります。P.6をご覧ください。)
- 給排水管から水がふき出して、お客様の衣服を汚した。
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害など



免責金額(自己負担額)について	
● 対人賠償事故、対物賠償事故	…………… 0円

自動車整備業において想定される事故のリスクに
対応する3種類の保険をパッケージ

オプション契約でさらに安心

定型プラン



保険種別		グレートG型	レギュラーR型	ライトL型	
		保険金額			
受託自動車保険	対人事故(被害者1名につき)	無制限	無制限	無制限	
	対物事故(1事故につき)	無制限	5,000万円	3,000万円	
	自損事故	下表※1「自損事故傷害補償特約」をご参照ください。			
	対物超過修理費用補償特約	下表※2「対物超過修理費用補償特約」をご参照ください。			
PL保険 (生産物賠償責任保険)	対人事故(被害者1名/1事故につき)	2億円	2億円	1億円	
	対物事故(1事故につき)	2,000万円	2,000万円	1,000万円	
	完納車車両事故(1事故につき)	300万円	200万円	200万円	
(注) PL保険では、整備要員数によって加入期間内の累積支払限度額が定められております。詳しくはP.9をご参照ください。					
施設賠償責任保険	対人事故(被害者1名/1事故につき)	1億5,000万円	1億円	1億円	
	対物事故(1事故につき)	1,000万円	500万円	500万円	
保険料 整備要員数方式(整備要員30名以下の場合)		年間適用保険料			
<p>「整備要員数方式」とは、整備士資格の有無に関係なく、申込時点で在籍している点検、整備、钣金塗装などの作業に直接従事する者の数で申込むことをいいます。 1事業場あたりの最低保険料は認証工場については2名分・指定工場については4名分とします。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上または乗車定員30人以上の車両を含む指定工場につきましては、最低保険料は5名分です。</p> <p>整備要員数は正確にご申告ください。万一、整備要員数が事実と異なり、不適正な適用保険料で加入されていることが判明した場合、保険料の追加もしくは保険金をお支払いできないことがあります。 31名以上の場合は取扱窓口にお問い合わせください。</p>		2名	73,160円	58,580円	55,220円
		3名	109,740円	87,870円	82,830円
		4名	146,320円	117,160円	110,440円
		5名	182,900円	146,450円	138,050円
		6名	219,480円	175,740円	165,660円
		7名	256,060円	205,030円	193,270円
		8名	292,640円	234,320円	220,880円
		9名	329,220円	263,610円	248,490円
		10名	365,800円	292,900円	276,100円
		11名~30名	整備要員1名あたりの保険料 36,580円 × 整備要員数	整備要員1名あたりの保険料 29,290円 × 整備要員数	整備要員1名あたりの保険料 27,610円 × 整備要員数

フリープラン

保険金額を、自由に組み合わせることができます。



「受託自動車保険」「PL保険」「施設賠償責任保険」をセットでお申し込みください。

(A + B + C + D) × 申込時の整備要員数 = 年間の適用保険料

受託自動車保険

対人事故		対物事故	
保険金額(被害者1名)	基礎保険料	保険金額(1事故)	基礎保険料
5,000万円	5,540円	300万円	6,430円
6,000万円	5,620円	500万円	6,880円
7,000万円	5,710円	600万円	7,110円
8,000万円	5,790円	700万円	7,340円
9,000万円	5,880円	800万円	7,560円
1億円	5,960円	900万円	7,790円
無制限	6,920円	1,000万円	8,020円
		2,000万円	8,340円
		3,000万円	8,680円
		5,000万円	9,340円
		1億円	11,000円
		無制限	12,430円

※1 自損事故傷害補償特約

受託自動車保険・&Ucar自動車保険の対人賠償責任保険に自動的にセットされます。
(注1) 1回の事故につき同一の被保険者に既に後遺障害保険金を支払っている場合は、その金額を差し引いた額となります。
(注2) 入院と通院を合算して1回の事故につき1名ごとに100万円を限度にお支払いします。(死亡・後遺障害と別枠)

保険金額	
死亡	1,500万円(注1)
後遺障害	2,000万円~50万円
入院(日額)	6,000円(注2)
通院(日額)	4,000円(注2)

※ 重度後遺障害を被り介護を要すると認められる場合には、「後遺障害保険金」とは別に「介護費用保険金(200万円)」をお支払いします。

※2 対物超過修理費用補償特約

受託自動車保険・&Ucar自動車保険の対物賠償責任保険に自動的にセットされます。詳しくは、P.8②-2を参照ください。

PL保険(生産物賠償責任保険)

保険金額		基礎保険料	完納車(お客様への引渡し後)1台ごとの保険責任期間
Aタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 1億円	11,620円	A、B、C、Dタイプに共通
	対物事故(1事故) 1,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 200万円		
Bタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 2億円	12,640円	●対人事故 保険加入期間内に発生した事故
	対物事故(1事故) 2,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 200万円		
Cタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 2億円	16,800円	●完納車車両事故 保険加入期間内に発生した事故かつ、お客様への引渡し日から
	対物事故(1事故) 2,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 300万円		
Dタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 3億円	22,380円	・ 自家用車等 = 12か月以内 ・ 事業用車 = 1か月以内に発生した事故
	対物事故(1事故) 3,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 500万円		

施設賠償責任保険

保険金額		基礎保険料	
		対人事故	対物事故
Aタイプ	5,000万円(被害者1名/1事故)	300万円(1事故)	310円
Bタイプ	1億円(被害者1名/1事故)	500万円(1事故)	390円
Cタイプ	1.5億円(被害者1名/1事故)	1,000万円(1事故)	430円

オプション契約

【車両賠償保険】・【車両補償保険】

車両賠償保険+火災保険水災保険特約

のいずれかを選択してご加入ください。

車両賠償保険

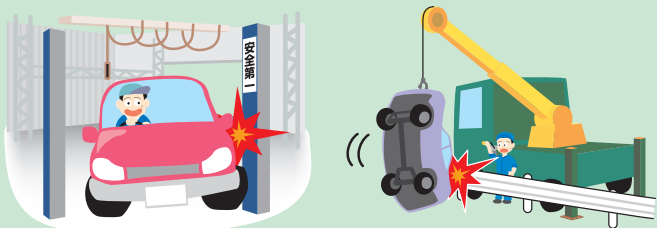
自動車管理者賠償責任保険

運搬(レッカー)受託車賠償責任特約 + 窓ガラス修理費用補償特約

受託車を保管中(所定の車両置場・作業場内)または管理中に接触・衝突・車両火災などによって損壊させたり、盗まれた場合、またはレッカー車により故障車等を単なる運搬中に運搬受託車を損壊させた場合、お客様に対する法律上の賠償責任を補償します。また、走行中の飛び石等による受託車の窓ガラスの破損を修理した場合の修理費用を補償します。

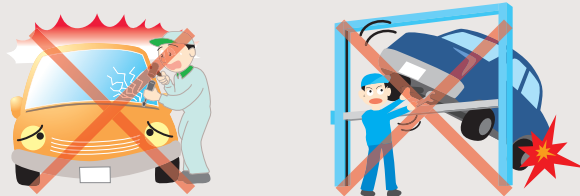
対象 対象となる事故例

- 納車中に追突事故を起こし、受託車を損壊させた。
- 事業場の不注意が原因で火災が発生し、受託車を損壊させた。
- リフト昇降中にお客様の車が落下し、受託車を損壊させた。
- 事業場内で受託車を移動中、リフトに接触し損壊させた。
- 単なる運搬を依頼された自動車(以下、「運搬受託車」といいます。)を積載車で運搬している間に、荷台から転落させて損壊させたり、崖下に転落した運搬受託車(修理目的の受託車も同様の取扱いとなります。)を引上げ作業中に損壊させた。
- 納車のために受託車で走行中、飛び石によりフロントガラスが割れてしまった。



対象外 対象外となる事故例

- 修理・加工の直接対象となる部分の技術的ミスによる車両の損害
- 納車後に発見された車両の損害
- リフト上で受託車を整備作業中、落下させたことによる車両の損害
- 廃車のために受託した自動車の車両損害
- 事業場の代車や商品車が盗難にあった。
- 洪水によって受託車が損壊(火災保険水災保険特約にて補償します。)
- 走行中の飛び石によってボディ、タイヤ・ホイール、ライト等の窓ガラス以外に生じた損害



免責金額(自己負担額)について

Xタイプ		
1事故あたり	1回目	5万円
	2回目	20万円
	3回目以降	30万円
Zタイプ		
1事故あたり	一律	5万円

火災保険水災保険特約

自然災害補償および 実損払特約

+ 火災保険条項

洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災、火災(類焼・放火)などによる保管中(所定の車両置場・作業場内)の受託車の損壊を補償します。

対象 対象となる事故例

- 台風によりシャッターがあおられ受託車が損壊
- 隣の家から出火し、類焼で受託車が損壊
- 雪災によって受託車が損壊
- 台風により洪水となって受託車が損壊



対象外 対象外となる事故例

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による受託車の損壊
- 加入依頼書に記載の車両置場・作業場以外で保管中(走行中など)に発生した受託車の損壊



免責金額(自己負担額)について

1事故あたり	5万円
--------	-----

盗難・火災・水災等の不測のリスクにも対応した
保険でプラスアルファの安心

車両賠償保険と車両補償保険は、
基本契約に追加して契約できます。

オプション契約は基本契約に追加して**車両賠償保険・車両補償保険**(車両賠償保険+火災保険水災保険特約)の
いずれかを選択してご加入いただけます。

車両賠償 保険

自動車管理者
賠償責任保険
+
運搬(レッカー)受託車
賠償責任特約
+
窓ガラス修理費用
補償特約

最高保管台数 (受託車の保管面積)	1事故保険金額/ 加入期間内の 累積支払限度額	年間適用保険料	
		Xタイプ 免責金額は事故回数に応じ 5万円、20万円、30万円	おすすめ Zタイプ 免責金額は事故の回数に 関係なく一律5万円
4台以下(120㎡以下)	380万円	56,700円	63,500円
5~7台(121~210㎡以下)	580万円	85,670円	95,930円
8~10台(211~300㎡以下)	780万円	112,790円	126,280円
11~13台(301~390㎡以下)	980万円	140,240円	157,000円
14~16台(391~480㎡以下)	1,180万円	167,090円	187,030円
17~20台(481~600㎡以下)	1,430万円	198,200円	221,790円

車両補償 保険

車両賠償保険
+
火災保険水災保険特約

最高保管台数 (受託車の保管面積)	1事故保険金額/ 加入期間内の 累積支払限度額	1事故保険金額	年間適用保険料	
			Xタイプ 免責金額は事故回数に応じ 5万円、20万円、30万円	おすすめ Zタイプ 免責金額は事故の回数に 関係なく一律5万円
4台以下(120㎡以下)	380万円	380万円	84,670円	91,470円
5~7台(121~210㎡以下)	580万円	580万円	128,360円	138,620円
8~10台(211~300㎡以下)	780万円	780万円	170,200円	183,690円
11~13台(301~390㎡以下)	980万円	980万円	212,370円	229,130円
14~16台(391~480㎡以下)	1,180万円	1,180万円	253,940円	273,880円
17~20台(481~600㎡以下)	1,430万円	1,430万円	303,450円	327,040円

(注) なお、最高保管台数が20台を超える場合、または保険金額1,430万円超で加入する場合は、取扱窓口にお問い合わせください。

※火災保険水災保険特約部分の免責金額については、事故の回数に関係なく一律5万円です。

最高保管台数について 最高保管台数とは受託車の収容能力をいい、下記のように計算します。

事業場敷地面積のうち受託車を保管できる面積の合計
(加入依頼書に記載の車両置場・作業場を含む)

÷

受託車の1台あたり
の保管面積(30㎡)

=

最高保管台数

(注) 受託車を保管できる部分が立体化されている場合は、当該部分の床面積を加算します。

- ① 上記の計算方法により最高保管台数を決定し、それに見合う適用保険料でお申し込みください。
- ② 実際の最高保管台数にかかわらず、より高額の保険金額を選択してご加入いただくことも可能です。ただし、最高保管台数に見合う保険金額より低い保険金額でのお申し込みはできません。
- ③ 最高保管台数は正確にご申告ください。万一、最高保管台数が事実と異なり不適正な適用保険料で加入されていることが判明した場合、保険料の追加をさせていただきます。なお、事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

車両置場・作業場の 登録について

車両賠償保険および車両補償保険(車両賠償保険+火災保険水災保険特約)にご加入の場合で工場所在地の他に車両置場・電子制御装置整備のための作業場を有する場合は、加入依頼書の所定欄にその住所をご記載ください。

- 車両置場・作業場を5か所以上有する場合は車両置場明細書をご使用ください。
- 加入依頼書および車両置場明細書に記載の無い車両置場・作業場で発生した事故は保険金をお支払いできないことがありますので、漏れの無いようご記載願います。
- 作業場とは電子制御装置整備の認証取得時に申請した離れた作業場のことをいいます。

&Ucar (アンドューカー) 契約

【 &Ucar自動車保険 】

【 &Ucar車両特約 】

おすすめ

&Ucar自動車保険

対人賠償

対物賠償

自損事故

販売用自動車保険特約(自動車保険)

+ 対物超過修理費用補償特約

販売の目的をもって輸送または管理する販売用中古自動車(以下「販売用中古車」※といいます。)を引き取ってから買主または指定する第三者に引き渡すまでの間に事故を起こした場合の、事業者が負担する法律上の損害賠償責任や従業員等の自損事故傷害を補償します。※「販売用中古車」とは、古物台帳や仕入台帳等で確認できる販売の目的を持って取得した中古車をいいます。

対象 対象となる事故例

- 販売用中古車をオークション会場から事業場に向かって運転中、前方の車両に追突し前方の車両に損害を与えた。(販売用中古車自体の損害は&Ucar車両特約にて補償の対象となります。)
- 販売用中古車を納車のために運転している途中、歩行者をはねてケガをさせた。
- 自工場で展示中の販売用中古車を移動させているとき、来場したお客様に接触しケガをさせた。
- お客様が購入の目的で販売用中古車を短時間試乗中に歩行者をはねてケガをさせた。(注)



対象外 対象外となる事故例

- 新車をお客様に納車するために運転中、前方の車両に追突し、前方の車両に損害を与えた。(新車は対象外となります。)
- お客様の車を修理するため、お客様に販売用中古車を代車として貸したところ接触事故を起こして歩行者にケガをさせた。(代車は対象外となります。)
- 販売用中古車を日をまたいでお客様に貸し出ししている間に発生した損害。(注)



免責金額(自己負担額)について

● 対人賠償事故	0円
● 対物賠償事故 1事故あたり	1万円

(注) お客様が購入目的で販売用中古車に短時間試乗中の事故による損害は補償の対象となりますが、日をまたいで貸与する場合は補償の対象外となります。なお、試乗の際には、試乗する人の氏名・試乗する日時・開始時間・返却(予定)時間等の記録をお願いします。万が一試乗した事実が客観的に確認できなかった場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

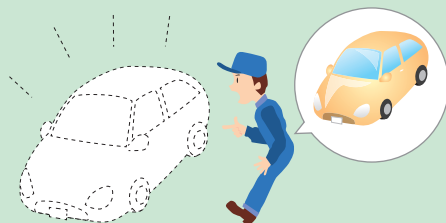
&Ucar車両特約

販売用自動車保険特別約款(運送保険)

販売用中古車を保管中または管理中に接触・衝突・車両火災・盗難および洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などその他偶然な事故による販売用中古車の損壊を補償します。

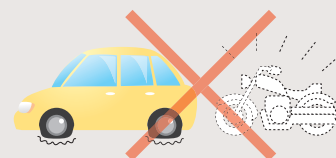
対象 対象となる事故例

- オークション会場から販売用中古車を仕入れ、運転して事業場に向かう途中にガードレールに衝突し、販売用中古車を損壊させた。
- 販売用中古車を保管中、盗難された。
- 台風で洪水となり展示していた販売用中古車が損壊した。
- 事業場とは別の場所にある展示場で販売用中古車を展示中、何者かにいたずらされ販売用中古車が損壊した。
- 展示中の販売用中古二輪車を倒してしまい、複数台損壊させた。



対象外 対象外となる事故例

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による販売用中古車の損壊。
- 販売用中古車を保管中、タイヤ単体(チューブ含む)に生じた損害。ただし、タイヤ単体が火災または盗難にあった場合および他の部分と同時に損害を被った場合は対象となります。
- 販売用中古二輪自動車が盗難にあった。(二輪自動車または原動機付自転車の盗難は対象外となります。)
- 販売用中古車を日をまたいでお客様に貸し出ししている間に発生した車両自体の損害。
- 販売を委託された自動車に発生した損害。(委託販売は対象外となります。)
- 販売用中古車を仕入れた時点で故障していた損害。
- 修理加工の直接対象となる部分の技術的ミスによる車両の損害。



免責金額(自己負担額)について

1事故あたり	10万円
--------	------

販売用中古車を取り扱う事業場の
リスクに対応する補償を新設

&Ucar契約にご加入いただける事業者について

- **業態区分が「専業工場」等の事業者であること**
各運輸局への自動車特定整備事業認証申請の業態区分が「専業工場」等の事業者であることがご加入の要件となります。業態区分が「ディーラー」・「自家工場」の場合は、ご加入できません。複数の事業場を有する企業の場合は、全ての事業場が「専業工場」等である必要があります。
- **前年1年間(4月～3月)の中古車販売台数が210台以下の事業者であること**
複数の拠点を持つ場合は、その中古車販売台数の合計が210台以下であることがご加入の要件となります。210台を超える場合はご加入できません。

&Ucar契約ご加入の単位について

- 「基本契約」・「オプション契約」は、事業場ごとにご加入いただけますが、「&Ucar契約」は**企業ごとの加入**となります。販売拠点を2か所以上有する場合でも、主たる事業場1か所がご加入することで、すべての販売拠点を補償します。ただし、本制度に加入資格のある事業場は全ての事業場が本制度の「基本契約」(&Ucar自動車保険のみご加入の場合)「オプション契約」(&Ucar車両特約もご加入の場合)にご加入いただく必要があります。

&Ucar契約の適用保険料の算出について

- **保険料は前年1年間(4月～3月)の全事業場合計の中古車販売台数[※]を「60台以下」・「61台～90台」・「91台～120台」・「121台～150台」・「151台～180台」・「181台～210台」に区分し、該当する区分の保険料が適用されます。**
※中古車販売台数は企業の決算時期にかかわらず、令和6年10月1日～令和7年9月1日の間にご加入いただいた場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日の全事業場合計の台数となります。
※中古車販売台数は業者間取引、オークションでの売却を含みます。

&Ucar 自動車保険 販売用自動車保険特約 (自動車保険) 対人・対物賠償責任保険 + 対物超過修理費用補償特約 + 自損事故傷害補償特約	基本契約(P.2～3)に追加してご加入いただけます。(注:&Ucar契約単体でのご加入はできません)			
	定型プラン	G型 グレイトG型	R型 レギュラーR型	L型 ライトL型
		保険金額		
	対人事故(被害者1名につき)	無制限	無制限	無制限
	対物事故(1事故につき)	無制限	5,000万円	3,000万円
	自損事故	P.3※1「自損事故傷害補償特約」をご参照ください。		
	対物超過修理費用補償特約	P.3※2「対物超過修理費用補償特約」をご参照ください。		
	前年度販売台数(4月～3月)	年間適用保険料		
	60台以下	29,920円	27,020円	26,390円
	61台～90台	37,650円	33,990円	33,210円
91台～120台	52,610円	47,500円	46,410円	
121台～150台	67,570円	61,010円	59,610円	
151台～180台	82,530円	74,520円	72,800円	
181台～210台	97,490円	88,020円	86,000円	

●&Ucar自動車保険は、損害率に応じた割増引率が保険料に適用されます。割増引率は毎年見直しを行いますので、毎年保険料が変動する可能性があります。

&Ucar 車両特約 販売用自動車保険特別約款 (運送保険)	オプション契約(P.4～5)を付保している事業場が、上記「&Ucar自動車保険」に追加してご加入いただけます。		
	前年度販売台数(4月～3月)	1事故保険金額/加入期間内の 累積支払限度額	年間適用保険料
	60台以下	380万円	60,060円
	61台～90台	580万円	86,240円
	91台～120台	780万円	114,730円
	121台～150台	980万円	161,980円
	151台～180台	1,180万円	202,880円
181台～210台	1,430万円	238,470円	

ご加入パターンについての詳細はP.9をご参照願います。

保険金支払上の主な留意事項 基本契約・オプション契約・&Ucar契約〈共通〉

①-1 対人事故(受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険)	被害者の治療費や逸失利益などに保険金が支払われます。ただし、受託自動車保険については自賠責保険等が適用される場合には、その上乗せ部分が支払われます。
①-2 対人事故(&Ucar自動車保険)	被害者の治療費や逸失利益などに保険金が支払われます。ただし、&Ucar自動車保険については、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
②-1 対物事故 (受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険・ &Ucar自動車保険)	被害財物の修理費用(時価額限度)などに保険金が支払われます。
②-2 対物超過修理費用補償特約 (受託自動車保険・&Ucar自動車保険)	受託自動車保険・&Ucar自動車保険については、対物超過修理費用補償特約を付帯しているため、相手自動車の修理費が時価額を超える場合に過失割合に応じて超過分(限度額50万円)を支払います。ただし、6か月以内に相手自動車を修理することなどの条件があります。
③ 完納車車両事故 (PL保険)	被害完納車の修理費用(時価額限度)などに保険金が支払われます。 ※部品のみ単体でお預りした場合の事故は、完納車車両事故の対象とはなりません。
④-1 車両事故(車両賠償保険・火災保険水災保険特約)	被害受託車の修理費用(時価額限度)などに保険金が支払われます。
④-2 車両事故(&Ucar車両特約)	被害販売用中古車の修理費用などに保険金が支払われます。 保険金額は、『仕入価額』をベースに仕入れ後の価額の増減(修理による増加を含む)について実態を確認して算定します。 保険金額の算定には、仕入価額および仕入れ時の状態の確認が必要となりますので、仕入価額・仕入れ時の状態が確認できる資料(売買契約書等)の保管をお願いします。 また、整備による保険価額の増加分を算定する場合は、整備前後の状態を確認する必要がありますので、整備前後の相違が確認できる資料(画像等)の保管をお願いします。 上記資料をご提供いただけない場合は保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
⑤ 保険金額の適用	保険金額には、保険の種類によって自動復元制のものや加入期間内の累積支払限度制のものがあります。 ●(受託自動車保険・施設賠償責任保険・&Ucar自動車保険)→自動復元制です。 「自動復元制」とは、事故の都度に所定の保険金額が適用されることをいいます。 ●(PL保険・車両賠償保険・&Ucar車両特約)→加入期間内の累積支払限度制です。 「加入期間内の累積支払限度制」とは、保険金が支払われる都度に保険金額が減額し、保険金の支払額が所定の保険金額に達したとき加入期間の途中でなくても保険契約が終了することをいいます。 なお、この終了に際しては、同じ保険金額で復活加入することもできます。 ●(火災保険水災保険特約) 「自動復元制」ですが1事故での保険金の支払額が保険金額の80%以上に達したとき、この火災保険水災保険特約は終了します。
⑥ 利益部分の控除 (受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険・ 車両賠償保険・火災保険水災保険特約・ &Ucar自動車保険・&Ucar車両特約)	対物事故と車両事故等の被害財物または損害財物が「自動車」であって、かつ、その被害自動車を加入事業者が整備・修理した場合、その整備・修理費用・使用部品に含まれる加入事業者自身の利益部分は損害と認定されず、利益部分を差し引いた「実質損害額」で保険金が支払われます。
⑦ 保険金支払時の消費税の取扱い	課税事業者である加入事業者が、お客様から預かった自動車に損傷を与えてしまった場合または販売を目的として使用管理する中古車に損害が生じた場合の修理代が課税取引に該当しない場合は、消費税を除いて保険金が支払われます。なお、その際に加入整備工場(課税事業者)が修理の目的で支払った部品代金・外注料金等に含まれる消費税は「控除対象仕入税」として、消費税を申告する際に納付金より控除することができます。なお、令和5年度税制改正(インボイス制度)により、取扱いが異なる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。
⑧ 示談交渉サービスについて	受託自動車保険・&Ucar自動車保険の対人賠償保険・対物賠償保険については、示談交渉サービスを行います。 PL保険、施設賠償責任保険、車両賠償保険は示談交渉サービスがありません。加入整備事業者が、事故の相手方と直接示談交渉していただくこととなります。
⑨ 過失割合が発生した場合の自己負担額の適用について (車両賠償保険)	保険金支払いにあたり、一般的な自動車保険の車両賠償では、事故の相手方に損害賠償責任が発生する場合、相手方からの回収金が優先的に自己負担額に充当され、自己負担額の負担が無くなったり、軽減することがありますが、本制度の車両賠償保険では、上記のような場合でも、自己負担額に回収金は充当されず、自己負担額が発生します。
⑩-1 電子制御装置整備 構内外注の取扱いについて (PL保険・車両賠償保険・&Ucar車両特約)	電子制御装置整備の認証事業者(加入事業者)の責任のもとに、加入依頼書記載の作業場で構内外注を行った場合は、外注先が行った作業が原因で発生したPL保険の事故、および外注先が使用中・運行中の車両賠償保険・&Ucar車両特約の事故が保険金支払いの対象となります。 ただし、電子制御装置整備を全て外注に出した場合は保険金支払いの対象外となります。
⑩-2 電子制御装置整備 事業場所在地と異なる作業場について (受託自動車保険・PL保険・車両賠償保険・ 火災保険水災保険特約・&Ucar自動車保険・ &Ucar車両特約)	整備事業場所在地と異なる離れた作業場や、他社の作業場を共同使用し加入事業者および従事者が電子制御装置整備を行う場合は、保険金支払いの対象となります。(施設賠償責任保険は対象外)なお、オプション契約にご加入の場合は、「車両置場・作業場欄」にその所在地をご記入ください。

ご加入パターン種別について

ご加入にあたっては下記の8パターンからご選択いただけます。

加入パターン種別 (名称)	整備受託車の補償					販売用中古車の補償	
	基本契約			オプション契約		&Ucar契約	
	受託自動車保険	PL保険	施設賠償責任保険	車両賠償保険	火災保険水災保険特約	&Ucar自動車保険	&Ucar車両特約
	3保険セットでご加入いただけます。			基本契約に追加してご加入いただけます。	車両賠償保険に追加してご加入いただけます。	基本契約に追加してご加入いただけます。	&Ucar自動車保険およびオプション契約に追加してご加入いただけます。
A2		○			○		○
A1		○			○	○	—
A0		○			○	—	—
B2		○		○	—		○
B1		○		○	—	○	—
B0		○		○	—	—	—
C1		○		—	—	○	—
C0		○		—	—	—	—

お申込みの流れ

整備受託車の補償

基本契約

1企業で整備事業場を2か所以上有する場合は、事業場ごとで個別に全事業場分お申し込みください。

定型プランまたはフリープランのいずれかをお選びください。

定型プラン

G型 **R型** **L型**

あらかじめ設定された上記プランのいずれかをお選びください。

事業場の整備要員数に該当する適用保険料をご確認ください。

受託自動車保険 + PL保険 + 施設賠償責任保険

いずれの型も上記の3保険がセットとなっています。

フリープラン

F型

受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険をそれぞれ自由に組み合わせてください。受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険を単独で契約することはできません。3保険をセットにしてお申し込みください。

対人・対物別に保険金額をお選びください。

A・B・C・Dタイプをお選びください。

A・B・Cタイプをお選びください。

受託自動車保険

PL保険
Aタイプ Bタイプ
Cタイプ Dタイプ

施設賠償責任保険
Aタイプ Bタイプ
Cタイプ

事業場の整備要員数に応じて適用保険料が決まります。

整備受託車の補償

オプション契約

さらに補償の幅を広げるオプション契約を追加することもできます。

車両賠償保険

Xタイプ Zタイプ

XタイプまたはZタイプをお選びください。

事業場の最高保管台数に該当する保険金額をご確認ください。

車両補償保険

Xタイプ Zタイプ

XタイプまたはZタイプをお選びください。

事業場の最高保管台数に該当する保険金額をご確認ください。

オプション契約のみにご加入いただくことはできません。【基本契約】に追加してのお申し込みとなります。

整備事業場所在地と異なる場所にも車両置場を有する場合、その車両置場・作業場(車両置場・作業所住所を加入依頼書の所定欄に記載ください。)を含めてお申し込みください。注:5か所目以降は車両置場明細書をご使用ください。

販売用中古車の補償

&Ucar 契約

&Ucar契約は企業ごとのご加入となりますので、拠点を2か所以上有する場合でも1つのご加入で補償されます。

&Ucar自動車保険

G型 R型 L型

上記プランのいずれかをお選びください。

前年1年間の販売台数に該当する区分の適用保険料をご確認ください。

&Ucar自動車保険のみにご加入いただくことはできません。【基本契約】に追加してのお申し込みとなります。

&Ucar車両特約

前年1年間の販売台数に該当する区分の適用保険料をご確認ください。

&Ucar車両特約のみにご加入いただくことはできません。【&Ucar自動車保険】【オプション契約】に追加してのお申し込みとなります。

PL保険加入期間内の累積支払限度額

※P.3とあわせてご参照ください。

定型プランL型は保険金額Aタイプ、R型は保険金額Bタイプ、G型は保険金額Cタイプとなります。

保険金額Aタイプ 定型プラン(L型)			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	1億円	1,000万円	200万円
3～5名	1億2,000万円	1,200万円	250万円
6～8名	1億5,000万円	1,500万円	300万円
9～11名	1億7,000万円	1,700万円	350万円
12～29名	2億円	2,000万円	400万円
30名以上	3億円	3,000万円	500万円

保険金額Bタイプ 定型プラン(R型)			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	2億円	2,000万円	200万円
3～5名	2億4,000万円	2,400万円	250万円
6～8名	3億円	3,000万円	300万円
9～11名	3億4,000万円	3,400万円	350万円
12～29名	4億円	4,000万円	400万円
30名以上	6億円	6,000万円	500万円

保険金額Cタイプ 定型プラン(G型)			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	2億円	2,000万円	300万円
3～5名	2億4,000万円	2,400万円	350万円
6～8名	3億円	3,000万円	400万円
9～11名	3億4,000万円	3,400万円	450万円
12～29名	4億円	4,000万円	500万円
30名以上	6億円	6,000万円	600万円

保険金額Dタイプ			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	3億円	3,000万円	500万円
3～5名	3億6,000万円	3,600万円	550万円
6～8名	4億5,000万円	4,500万円	600万円
9～11名	5億1,000万円	5,100万円	650万円
12～29名	6億円	6,000万円	700万円
30名以上	9億円	9,000万円	800万円

加入依頼書の記載方法

新規加入の場合

自動車整備業賠償共済保険 加入依頼書 【保険会社用】

一 般 社団法人 日本自動車整備振興会連合会 御中

私は、「パンフレット」および「重要事項説明書」の内容に同意し、貴会社が幹事保険会社である共済火災海上保険株式会社と締結する保険契約への加入を依頼します。

<ご記入時の注意事項>

① 〇の部分に必要事項を記入し、②の該当箇所を〇で囲み、3枚目を貴事業場の控えていただき、1枚目、2枚目を取扱窓口へご提出ください。・印字された加入依頼者情報(住所・事業場名・分工場・車両置場・作業場等)に変更がある場合は、該当箇所を2重線を引き、上部の空白部分に正しい内容をご記入ください。・事業場名のカナは「株=カ、有=コ、合資=フ、合名=メ」とご記入ください。・代表者名のカナは両書きを省略し、氏名のみカタカナでご記入ください。

④ 申込日(和暦) 6年08月25日

⑤ 業態区分 専業工場等 自家工場 ディーラー 新規申込 登録済 訂正

【申込補償内容】 保険期間について <新規、復活、追加> 「保険を前加入期間」欄に記載の期日午前0時から翌年の同日午後4時まで <継続> 「保険を前加入期間」欄に記載の期日午後4時から翌年の同日午後4時まで

⑥ 加入区分 ①新規 ②継続 ③追加 ④復活 保険料払込方法 ①現金 ②口座振替

⑦ 保険始期(和暦) 令和6年10月1日から1年間 加入期間 月 年 月 日 原契約 始期年月日 年 月 日

印字された前年補償内容に変更がある場合は、前年補償内容を「変更する」を〇で囲み、右太枠欄に補償内容を全てご記入ください。

⑧ 各保険種目の免責金額はパンフレットを参照してください。

⑨ 最高保管台数★ (工場と車両置場と合計で) 7台 Xタイプ Zタイプ

⑩ 中古車販売台数★ 50台 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの販売台数

⑪ &Ucar 車両特約

⑫ 適用保険料合計 332,230円

⑬ 前年補償内容を 変更する 変更しない

★当制度と重複する他の保険契約等 業・業 業の場合は下記を記入してください。なお、全てを記入できない場合はお問い合せください。

この加入依頼書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、保険金のお支払いができないことと保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。

PD117300(2024/10) 24-0174

① 事業場の郵便番号・電話番号・住所・事業場名・代表者名を漢字・カタカナでご記入のうえ、法人事業場の場合は法人印、個人事業場の場合は代表者の認印を押印ください。

② 保険の対象となる整備工場所在地が上記①の加入依頼者欄の住所と異なる場合は、分工場欄にその住所・工場名を漢字・カタカナでご記入ください。

③ オプション契約に加入する場合で工場所在地以外に車両置場・作業場がある場合は車両置場・作業場の住所をご記入ください。なお、5か所目以降は「別紙あり」に〇を付し、別紙「車両置場明細書」にご記入ください。 ※作業場とは、電子制御装置整備の認証取得時に申請した離れた作業場のことをいいます。

④ 申込日をご記入ください。

⑤ &Ucar契約に加入する場合は、業態区分は専業工場等に〇を付してください。 ※ディーラー・自家工場は&Ucar契約に加入できません。

⑥ 「①新規」に〇を付してください。

⑦ 保険始期を和暦でご記入ください。

⑧～⑪ パンフレットを確認のうえ加入内容をご記入ください。

⑧ 基本契約の申込欄です。整備要員数を必ずご記入のうえ、加入型に〇を付し、①適用保険料に基本契約の保険料を記入ください。

⑨ オプション契約の申込欄です。最高保管台数・保険金額1事故をご記入のうえ、車両賠償もしくは車両補償に〇を付してください。また、XタイプもしくはZタイプに〇を付して、③適用保険料にオプション契約の保険料を記入ください。

⑩ &Ucar自動車保険の申込欄です。中古車販売台数をご記入のうえ、加入型と該当する台数区分に〇を付し、④適用保険料に&Ucar自動車保険の保険料を記入ください。また、&Ucar契約に加入する場合は、本契約所在地以外の販売店舗の有無に〇を付してください。

⑪ &Ucar車両特約の申込欄です。&Ucar車両特約の欄に〇を付してください。なお、保険金額および保険料は⑩の中古車販売台数により決まります。該当する&Ucar車両特約の保険料を⑤適用保険料に記入ください。

⑫ ⑧～⑪(①②③④⑤)の合計額を適用保険料合計に記入ください。

⑬ 当制度と重複する他の保険契約がある場合はご記入ください。

継続加入の場合

自動車整備業賠償共済保険 加入依頼書 【保険会社用】

一 般 社 団 法 人 日 本 自 動 車 整 備 振 興 会 連 合 会 御 中

私は、「パンフレット」および「重要事項説明書」の内容に同意し、貴会社が幹事保険会社である共済火災海上保険株式会社と締結する保険契約への加入を依頼します。

<ご記入時の注意事項>

- の部分に必要事項を記入し、○の該当箇所を○で囲み、3枚目を貴事業場の控えとしていただき、1枚目、2枚目を取扱窓口へご提出ください。●印字された加入依頼者情報(住所・事業場名・分工場・車両置場・作業場等)に変更がある場合は、該当箇所を二重線を引き、上部の空白部分に正しい内容をご記入ください。●事業場名のカナは株=カ、有=ユ、合資=シ、合名=メとご記入ください。●代表者名のカナは二重線を省略し、氏名のみカタカナでご記入ください。

年度	窓 口 番 号	事 業 場 番 号	種 別	基 準	認 証 番 号	申 込 日 (和暦)	7 年 0 2 月 2 0 日
4				認 証 指 定			

【申込補償内容】 保険期間について <新規、復活、追加> 「保険を前加入期間」欄に記載の期日午前0時から翌年の同日午後4時まで <継続> 「保険を前加入期間」欄に記載の期日午後5時から翌年の同日午後4時まで

加入区分 ①新規 ②継続 ③追加 ④復活 保険料払込方法 ①現金 ②口座振替

保険始期(和暦) 令和 7 年 4 月 1 日から1年間 加入期間 月 年 月 日

前年補償内容に変更がある場合は、前年補償内容を「変更する」○で囲み、右太枠欄に補償内容の全てをご記入ください。

I. 基本契約	前年補償内容	整備要員数★	2 名	注) 31名以上の場合は受託台数をご記入ください。				
	2名 R型	クレジットG型	レギュラーR型	ライトL型	フリーD型			
受託自動車保険	対人事故(被害者1名)	無制限	万円	無制限	無制限	無制限	無制限	万円
	対物事故(1事故)	5,000	万円	無制限	5,000万円	3,000万円	無制限	万円
	自損事故(死亡1名)	1,500	万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円		1,500万円
	PL保険	対人事故(被害者1名/1事故)	20,000	万円	2億円	2億円	1億円	
	対物事故(1事故)	2,000	万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円		万円
	完結車両事故(1事故)	200	万円	300万円	200万円	200万円		万円
施設賠償責任保険	対人事故(被害者1名/1事故)	10,000	万円	1億5,000万円	1億円	1億円		万円
	対物事故(1事故)	500	万円	1,000万円	500万円	500万円		万円
前年同条件保険料	①	58,580	円	①適用保険料				58,580 円

II. オプション契約	前年補償内容	最高保管台数★	4 台	Zタイプ	Zタイプ	
	4台 Zタイプ	車両賠償保険	380	万円	車両賠償	保険金額1事故
	車両賠償保険(水災特約付)	380	万円	車両補償	保険金額1事故	
	前年同条件保険料	②	63,500	円	②適用保険料	63,500 円

III. &Ucar(アンドユーザー)契約	前年補償内容	中古車販売台数★	110 台	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの販売台数	
	台 型	クレジットG型	レギュラーR型	ライトL型	下記の該当する台数区分を○で囲んでください。
	対人事故(被害者1名)	無制限	無制限	無制限	① 60台以下 ④ 121台~150台
	対物事故(1事故)	無制限	5,000万円	3,000万円	② 61台~90台 ⑤ 151台~180台
自損事故(死亡1名)	1,500	万円	1,500万円	1,500万円	③ 91台~120台 ⑥ 181台~210台
前年同条件保険料	③		円	③適用保険料	47,500 円

&Ucar車両特約	前年補償内容	1事故保険金額/累積支払限度額	万円	④適用保険料	114,730 円	
	前年同条件保険料	④		円		
	①+②+③+④	前年同条件保険料	122,080	円	①+②+③+④適用保険料合計	284,310 円
	前年補償内容を	変更する	変更しない			

★当制度と重複する他の保険契約等 漸・兼 漸)の場合は下記を記入してください。なお、全てを記入できない場合はお問い合わせください。

この加入依頼書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、保険金のお支払いができないことや保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。

- Ⓐ 加入依頼者欄、分工場欄、車両置場・作業場欄に加入依頼者情報が正しく印字されているかご確認ください。
 - (1) 変更しない場合は、ご記入不要です。
 - (2) 変更する場合は、変更する箇所に二重線を引き、変更箇所上部空欄に変更内容をご記入ください。
 - (3) 法人事業場の場合は法人印、個人事業場の場合は代表者の認印を押印ください。

- Ⓑ 申込日をご記入ください。
- Ⓒ &Ucar契約に加入する場合は、業態区分は専業工場等に○を付してください。
※ディーラー・自家工場は&Ucar契約に加入できません。
- Ⓓ 「②継続」に○印が付されていることをご確認ください。
- Ⓔ 印字されている保険始期をご確認ください。

- Ⓕ 前年補償内容欄をご確認ください。
 - (1) 前年補償内容を変更しない場合は前年補償内容を「変更しない」に○を付してください。
なお、&Ucar契約をご継続の際は、前年補償内容を「変更しない」場合でも、「中古車販売台数★」を必ずご記入ください。
 - (2) 前年補償内容を変更する場合は、前年補償内容を「変更する」に○を付してください。Ⓔ～Ⓖ欄にパンフレットをご確認のうえ変更後の加入内容を全てご記入ください。

- Ⓖ 基本契約の申込欄です。整備要員数を必ずご記入のうえ、加入型に○を付し、①適用保険料に基本契約の保険料を記入ください。
- Ⓕ オプション契約の申込欄です。最高保管台数・保険金額1事故をご記入のうえ、車両賠償もしくは車両補償に○を付してください。また、XタイプもしくはZタイプに○を付し、②適用保険料にオプション契約の保険料を記入ください。
- Ⓖ &Ucar自動車保険の申込欄です。中古車販売台数をご記入のうえ、加入型と該当する台数区分に○を付し、③適用保険料に&Ucar自動車保険の保険料を記入ください。また、&Ucar契約に加入する場合は、本契約所在地以外の販売店舗の有無に○を付してください。
- Ⓖ &Ucar車両特約の申込欄です。&Ucar車両特約の欄に○を付してください。なお、保険金額および保険料はⒼの中古車販売台数により決まります。該当する&Ucar車両特約の保険料を④適用保険料に記入ください。
- Ⓖ Ⓔ～Ⓖ(①②③④)の合計額を適用保険料合計に記入ください。
- Ⓖ 当制度と重複する他の保険契約がある場合はご記入ください。

保険金支払の対象および保険金をお支払いできない主な場合について

【基本契約・オプション契約】

整備受託車の補償					
保険名	保険金をお支払いする場合	保険金額	保険金をお支払いできない主な場合	主な約款の構成について	
基本契約					
受託自動車保険	対人・対物賠償責任保険	お客様から一時的に受託した自動車(以下「受託車」という。)を保管または通常業務の過程で使用管理(注)している間に接触・衝突等を原因として ○他人を死傷させ……………(対人事故) ○他人の財物を損壊させ……………(対物事故) 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合、または電車等が運行不能になることにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合 (注)「通常業務の過程で使用管理」とは、受託車の受託目的にもとづく事業場内外で使用または管理することをいい、具体的には整備、修理、点検等に併って「車検のための走行」「試運転走行」「引取納車走行」「下請業者への回送」「廃車手続の走行」することなどをさします。なお、「部品取り」「集金」などに使用した場合は、含まれないものとします。	①保険金額はP.3のとおり、選択することができます。 ②保険金額は1事故ごとに適用(自動復元制)されます。ただし、対人事故では自賠責保険等が適用される場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を差し引きます。	①通常業務の過程以外で使用管理している間の事故 ②下請など他の業者が保管または使用管理している間の事故 ③レッカー車など他の自動車に積載されている間の転落等による事故(受託自動車保険では、このようなケースの場合、受託車の事故としてではなく、レッカー車による対人・対物事故として取り扱われるため) ④同一整備事業者の従事者本人が受託車によって業務中に被った事故 ⑤同一整備事業者が管理している他の受託車に対する対物事故(車両賠償の対象となる) ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 など	整備受託自動車保険特約 ・一般自動車保険普通保険約款 ・対物超過修理費用補償特約 ・被害者救済費用等補償特約 ・自損事故傷害補償特約 ・心神喪失等による事故の被害者損害補償特約
	対物超過修理費用補償特約	対物賠償責任保険で保険金をお支払いする事故で、相手自動車の修理費が車両価額(時価額)を上回った場合 (注)6か月以内に相手自動車を修理することなどの条件があります。	相手自動車の修理費と車両価額(時価額)との差額について、加入事業者の過失割合に応じてご負担する金額を、50万円を限度にお支払いいたします。		
	被害者救済費用等補償特約	受託車を保管または通常業務の過程で使用管理している間にその自動車の欠陥や不正アクセス等により「本来の仕様とは異なる事象または動作」がその自動車に生じたことにより、 ○人身事故・物損事故が発生した場合、または電車等が運行不能になる場合で加入事業者が被害者救済費用を負担したことによって損害が発生した場合 (注)「本来の仕様とは異なる事象または動作」の原因が客観的事実(リコール等)によって明らかであることが条件です。また、加入事業者が法律上の損害賠償責任がない場合に限りします。	保険金額は、対人賠償・対物賠償保険金額と同額となります。	①整備事業者またはその従事者に対して被害者救済費用を負担することによって被った損害 ②受託車を運転中の者またはその父母、配偶者、子に対して被害者救済費用を負担することによって被った損害 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 など	
	自損事故傷害補償特約	受託車の通常業務の過程で運行中に、単独事故等を原因として ○運転者(従事者)が死傷し……………(傷害事故) 自賠責保険等が適用されない場合	保険金額はP.3のとおりです。	①通常業務の過程以外で使用管理している間の事故 ②下請など他の業者が使用管理している間の事故 ③被保険者の故意、無免許運転、酒気帯び運転等により、本人に生じた損害 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 など	
	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約	受託車の通常業務の過程で運行中に、人身事故もしくは物損事故により他人を死傷させたり他人の車や財物に損害を与えた場合、または電車等を運行不能にさせた場合で、心神喪失等により加入事業者が法律上の損害賠償責任を負わないこと共災火災が認められた場合	保険金額は、対人賠償・対物賠償保険金額と同額となります。	①通常業務の過程以外で使用管理している間の事故 ②下請など他の業者が使用管理している間の事故 ③被保険者の故意、無免許運転、酒気帯び運転等により、生じた損害 など	
(生産物賠償責任保険)	PL保険	①受託車に施工した整備・点検作業の結果、または自動車の清掃・給油、自動車部品等の販売など自動車整備業として行った仕事の結果を原因として、かつ保険加入期間内 ○他人を死傷させ……………(対人事故) ○他人の財物(完納車は除く)を損壊させ……………(対物事故) 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合。ただし、完納車など仕事の目的物がお客様に引き渡された後に発生した場合に限りします。 ②受託車に施工した整備作業の結果を原因として、かつ保険加入期間内 ○完納車自体を損壊させ……………(完納車車両事故) 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合。ただし、完納車がお客様に引き渡された後で、かつ自家用車等=12か月以内・事業用車=1か月以内に発生した場合に限りします。	①保険金額はP.3のとおり、選択することができます。 ②この保険金額は「1事故ごとの保険金支払限度額」であり、かつ「加入期間内の保険金累積支払限度額」にもなっています。ただし、このPL保険に限り累積支払限度額は整備要員数によって増えていきます。(P.3参照) ③加入期間の途中で保険金の支払額が前記の累積支払限度額に達したとき、このPL保険は終了します。(復活加入…可)	①故意または重大な過失により法令に違反して行なった作業を原因とする場合 ②下請など他の業者が施工した作業が原因であり、加入事業者に法律上の損害賠償責任がない場合 ③記録簿等で作業内容を確認できない箇所を原因とする場合(完納車損害)、または整備、点検などの作業を施工していない箇所を原因とする場合 ④交換部品自体の欠陥を原因とする場合(ただし、その欠陥について過失がある場合を除く) ⑤仕事の目的物(完納車を含む)の使用不能による損害(代車費用等) ⑥事故の発生した完納車・被害自動車について正当な理由なく保険会社への事前届出を行わず、また承認を受けずに被保険者が自ら整備作業に着手した場合 ⑦地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ⑧サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 など	生産物賠償責任保険条項 ・賠償責任保険普通保険約款 ・生産物特別約款 ・生産物特別約款追加特約 ・サイバー攻撃補償対象外特約
	施設賠償責任保険	所有・使用・管理する事業場の施設自体の欠陥・管理の不備、またはこれら施設を利用して行う業務の遂行を原因として ○他人を死傷させ……………(対人事故) ○他人の財物を損壊させ……………(対物事故) 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合	①保険金額はP.3のとおり、選択することができます。 ②この保険金額は事故の都度に適用(自動復元制)されます。	①保管している受託車自体の損害(下記の「車両賠償保険」で対象) ②保有、保管または管理する商品車自体の損害 ③自動車または昇降機の所有、使用または管理に起因する場合 ④給排水管、暖冷房装置、消火装置、業務用または家事用器具からの蒸気または水の漏れやいっし出を原因とする場合 ⑤地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ⑥サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 など	施設所有(管理)者賠償責任保険条項 ・賠償責任保険普通保険約款 ・施設所有(管理)者特別約款 ・油濁損害補償対象外特約 ・サイバー攻撃補償対象外特約

整備受託車の補償					
保険名	保険金をお支払いする場合	保険金額	保険金をお支払いできない主な場合	主な約款の構成について	
オプション契約					
車両賠償保険	自動車管理者賠償責任保険	受託車を保管している間、または当該受託車のための通常業務の過程で使用管理(注)している間に、接触・衝突・盗難・車両火災等を原因として ○受託車自体を損壊または滅失させ……………(車両事故) 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (注)「通常業務の過程で使用管理」とは、受託車の受託目的にもとづく事業場内外で使用または管理することをいい、具体的には整備、修理、点検等に併って「車検のための走行」「試運転走行」「引取納車走行」「下請業者への回送」「廃車手続の走行」することなどをさします。なお、「部品取り」「集金」などに使用した場合は、含まれないものとします。	①保険金額はP.5のとおり加入事業者の最高保管台数(受託車の収容能力)によって自動的に決定されます。なお、加入事業者の希望によってはより高額の保険金額を選択することもできます。 ②この保険金額は「1事故ごとの保険金支払限度額」であり、かつ「加入期間内の保険金累積支払限度額」(前者・後者とも同一金額)にもなっています。 ③加入期間の途中で保険金の支払額が前記の累積支払限度額に達した時、この車両賠償保険は終了します。(復活加入…可)	①通常業務の過程以外で管理している間の事故 ②下請など他の業者が保管または使用管理している間の事故 ③加入事業者自身が施工した作業の失敗や加工の拙劣を原因とする場合(火災・爆発が発生した場合を除く) ④お客様に納車後発見された車両損害 ⑤被害受託車の使用不能損害(代車費用等)、ただし盗難、詐取を原因とする場合を除く ⑥地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ⑦廃車のために受託した自動車の車両損害 ⑧事故の発生した受託自動車について、正当な理由もなく保険会社への事前届出を行わず、また承認を受けずに被保険者が自ら整備作業に着手した場合 ⑨受託車の積載物に生じた損害 ⑩サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 など	自動車管理者賠償責任保険条項 ・運搬(レッカー)受託車賠償責任特約 ・窓ガラス修理費用補償特約 ・賠償責任保険普通保険約款 ・自動車管理者特別約款 ・サイバー攻撃補償対象外特約
	運搬(レッカー)受託車賠償責任特約	①他人から「自動車(事故車・故障車)の単なる運搬」を依頼(運搬受託車)され、受託地点から指定された目的地まで保有するレッカー車等にて引上げ作業中または積載して運搬している間に、荷台からの転落等を原因として ○運搬受託車自体を損壊または滅失させ……………(車両事故) 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (注)「自動車の単なる運搬」とは、加入事業者が自工場での整備・修理を前提とせず、警察や使用者など他人から依頼を受け自動車(事故車・故障車)をレッカー車等で単に運搬することをいいます。 〔レッカー車等の定義〕 ①前後輪のいずれか2輪を持ち上げて牽引する装置を備えた自動車 ②前後輪のいずれか2輪を台車に固定して牽引する装置を備えた自動車 ③4輪とも台車または荷台に固定して積載する装置を備えた自動車		①受託以前に生じていた損害(事故車などの一次車両損害) ②依頼者に引渡した後に発見された車両損害 ③ロープ牽引による運搬の場合 ④運搬受託車の管理に起因する対人事故・対物事故(当該運搬受託車に生じた損害を除く) ⑤地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ⑥運搬受託車の積載物に生じた損害 ⑦サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任 など	

【オプション契約・&Ucar(アンドユーカー)契約】

整備受託車の補償				
保険名	保険金をお支払いする場合	保険金額	保険金をお支払いできない主な場合	主な約款の構成について
オプション契約				
車両賠償保険	窓ガラス 修理費用補償特約 自動車管理者賠償責任 保険に自動付帯される特 約です。	事故の発生により、加入事業者が対象自動車の窓ガラスを修理した。ただし、加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。 〔事故とは〕 次の①または②の間に対象自動車の窓ガラスが飛来中または落下中の他物との衝突によって破損することをいいます。 ①受託自動車を業務の通常の過程として一時的に被保険者の保管施設外で管理している間 ②運搬受託車をレッカー車等による引上げ作業または運搬のために管理している間 〔対象自動車とは〕 受託自動車および運搬受託車をいいます。	①加入事業者の故意によって生じた事故による損害 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議を原因とする事故による損害 ③地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ④加入事業者が私的な目的で使用している間に対象自動車に生じた事故による損害 ⑤お客様に納車後発見された対象自動車の事故による損害 ⑥下請などの他の業者が保管または使用管理している間に対象自動車に生じた事故による損害 ⑦事故の発生した対象自動車について、正当な理由もなく保険会社への事前届出を行わず、また承認を受けずに被保険者が自ら整備作業に着手した場合 ⑧対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他の自然の消耗 ⑨ボディ、タイヤ・ホイール、ライト等の窓ガラス以外に生じた損害 ⑩サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 など	
	火災保険水災 保険特約	受託車を所定の車両置場で(電子制御装置整備の作業を行うための離れた作業場を有する場合、それらを含みます。)保管している間に、洪水などの水災または風災、ひょう災、雪災、火災、落雷、焼損もしくは破裂・爆発を原因として ①受託車自体を損壊または滅失させ……………(車両事故) 前記車両賠償保険が適用されない場合	①保険金額は車両賠償保険で加入された保険金額と同額でお申し込みください。 ②この保険金額は「1事故ごとの保険金支払限度額」であり、事故の都度に適用(自動復元制)されます。ただし、1事故での保険金の支払額が保険金額の80%以上に達したとき、この火災保険水災保険特約の保険契約は終了します。(復活加入…可)	①所定の車両置場以外で保管または使用管理されている場合 ②被害受託車の使用不能による損害 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする場合 ④廃車のために受託した自動車の車両損害 ⑤サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 など

販売用中古車の補償					
保険名	保険金をお支払いする場合	保険金額	保険金をお支払いできない主な場合	主な約款の構成について	
&Ucar(アンドユーカー)契約					
&Ucar自動車保険	対人・対物賠償 責任保険	販売の目的をもって取得した中古自動車(以下、「販売用中古車」という。)を引き取ってから買主または指定する第三者に引き渡すまでの間に保管または通常の販売過程で使用管理している間に接触・衝突等を原因として ◎他人を死傷させ……………(対人事故) ◎他人の財物を損壊させ……………(対物事故) 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合、または電車等が運行不能になることにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合 (注)「通常の販売過程で使用管理」とは、販売用中古車を事業場構内外で使用または管理することをいい、具体的には展示、販売、付随する作業に伴って「オークション会場からの引取走行」「他の展示場等への移動走行」「納車走行」などをさします。なお、「部品取り」「集金」などに使用した場合は、含まれないものとします。	①保険金額はP.7のとおり、選択することができます。 ②保険金額は1事故ごとに適用(自動復元制)されます。ただし、損害の額が自賠責保険(注)を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。 (注)自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合においては、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。	①通常の販売過程を逸脱した用途で使用されている間の事故 ②「被保険者」「被保険者の代理人」「被保険者から販売または陸送を委託された者およびその使用人」「購入の目的をもって試乗する者」以外の者が使用している間に生じた損害 ③同一整備事業者の従事者本人が販売用中古車によって業務中に被った事故 ④同一整備事業者が管理している他の販売用中古車に対する対物事故(&Ucar車両特約の対象となります) ⑤他人から販売を委託された自動車による事故 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 など	・販売用自動車保険特約(車両なし) ・一般自動車保険普通保険約款 ・対物超過修理費用補償特約 ・被害者救済費用等補償特約 ・自損事故傷害補償特約 ・心神喪失等による事故の被害者損害補償特約
	対物超過修理 費用補償特約 対物賠償責任保険に自動付帯される特約です。	対物賠償責任保険でお支払いする事故で、相手自動車の修理費が車両価額(時価額)を上回った場合 (注)6か月以内に相手自動車を修理することなどの条件があります。	相手自動車の修理費と車両価額(時価額)との差額について、加入事業者の過失割合に応じて負担する金額を、50万円を限度にお支払いいたします。		
	被害者救済費用等 補償特約 対人・対物賠償責任保険に自動付帯される特約です。	販売用中古車の通常の販売過程において、その中古自動車の欠陥や不正アクセス等により「本来の仕様とは異なる事象または動作」が生じたことにより、 ◎人身事故・物損事故が発生した場合、または電車等が運行不能になる場合で加入事業者が被害者救済費用を負担したことによって損害が発生した場合 (注)「本来の仕様とは異なる事象または動作」の原因が客観的事実(リコール等)によって明らかであることが条件です。また、加入事業者が法律上の損害賠償責任を負わない場合に限り、適用されません。	保険金額は、対人賠償・対物賠償保険金額と同額となります。	①販売用中古車を運転中の者またはその父母、配偶者、子に対して被害者救済費用を負担することによって被った損害 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 など	
	自損事故 傷害補償特約 対人賠償責任保険に自動付帯される特約です。	販売用中古車を通常の販売過程で運行中に、単独事故等を原因として ◎運転者(従事者)が死傷し……………(傷害事故) 自賠責保険等が適用されない場合	保険金額はP.3のとおりです。	①通常の販売過程を逸脱した用途で使用されている間の事故 ②「被保険者」「被保険者の代理人」「被保険者から販売または陸送を委託された者およびその使用人」「購入の目的をもって試乗する者」以外の者が使用している間に生じた損害 ③被保険者の故意・無免許運転、酒気帯び運転等により、本人に生じた損害 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 など	
	心神喪失等による事故の 被害者損害補償特約 対人・対物賠償責任保険に自動付帯される特約です。	販売用中古車の通常の販売過程において、人身事故もしくは物損事故により他人を死傷させたり他人の車や財物に損害を与えた場合、または電車等を運行不能にさせた場合で、心神喪失等により加入事業者が法律上の損害賠償責任を負わないと共、火災が認められた場合	保険金額は、対人賠償・対物賠償保険金額と同額となります。	①通常の販売過程を逸脱した用途で使用されている間の事故 ②被保険者の故意・無免許運転、酒気帯び運転等により、生じた損害 など	
&Ucar車両特約	販売用中古車を引き取ってから買主または指定する第三者に引き渡すまでの間に保管または通常の販売過程で使用管理している間に、偶然な事故によって ◎販売用中古車自体が損壊または滅失した……………(車両事故)場合 (注)「通常の販売過程で使用管理」とは、販売用中古車を事業場構内外で使用または管理することをいい、具体的には展示、販売、付随する作業に伴って「オークション会場からの引取走行」「他の展示場等への移動走行」「納車走行」などをさします。なお、「部品取り」「集金」などに使用した場合は、含まれないものとします。	①保険金額はP.7のとおり、前年1年(4月～3月)の中古車販売台数によって自動的に決定されます。 ②この保険金額は「1事故ごとの保険金支払限度額」であり、かつ「加入期間内の保険金累積支払限度額」(前者・後者とも同一金額)にもなっています。 ③加入期間の途中で保険金の支払いが前記の累積支払限度額に達した時、この&Ucar車両特約は終了します。(復活加入…可)	①通常の販売過程を逸脱した用途で使用されている間の事故 ②お客様への納車後に発見された車両損害 ③被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他の自然の消耗 ④故障損害 ⑤被保険自動車に取りつけられていない部品または付属品に生じた損害 ⑥被保険自動車が二輪自動車または原動機付自転車である場合は、盗難によって生じた損害 ⑦タイヤ単体(チューブ含む)の損害、ただし被害自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。 ⑧他人から販売を委託された自動車の車両損害 ⑨加入事業者が法令により禁止されている改造を行った部品および付属品に生じた損害 ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害 ⑪取得以前に生じていた損害(事故車などの一次車両損害) など	・販売用自動車保険特別約款 ・運送保険普通保険約款 ・重大事由による解除に関する特別約款 ・化学兵器・生物兵器・生物化学兵器・電磁気兵器危険免責特別約款 ・テロ危険免責特別約款 ・サイバー攻撃対象外特別約款	

※保険契約者、被保険者等の故意による事故、他人との特別な約定により損害賠償責任が、加重された場合の加重部分は、上記いずれの保険においても保険金支払の対象とはなりません。(自損事故傷害補償特約は上記参照)

質問① 全種目 受託車や販売用中古車等に損害が発生し、自工場で修理する場合、本制度では利益部分を控除すると聞きましたがどういふことですか？

回答 受託車や販売用中古車等に損害が発生した場合で、加入事業者にて整備・修理を行ったときは、その整備・修理費用に含まれる加入事業者の利益部分は保険金支払の対象となりません。したがって①交換部品は仕入原価、②工賃は加入事業者の利益を除いて保険会社と協定する金額とし、実質損害(①+②)のみが保険金支払の対象となります。

質問② 受託車の補償 加入事業者(社長)、役員、従業員の車を加入事業場が受託した場合、保険金支払の対象となりますか？

回答 加入事業者(社長)、役員および従業員の車両を受託した場合は、保険金支払の対象となりません。また、加入事業者(社長)の同居の親族、役員の同居の親族の車両も同様に保険金支払の対象となりません。ただし、車両所有者本人以外の従業員が運転している間に、受託自動車保険の対人・対物の事故が発生した場合は保険金支払の対象となります。

質問③ 全種目 代車による事故は保険金支払の対象になりますか？

回答 本制度で保険の対象となるのは整備・修理・点検・名義変更等のため、お客様から受託したお車(基本契約・オプション契約)または、販売の目的をもって輸送または管理する中古車(&Ucar契約)です。代車による事故は本制度の保険金支払の対象となりません。

質問④ 手続き 1企業で整備事業場を2か所以上有する場合は、まとめて1本で契約すればよいのでしょうか？

回答 住所の異なる複数の工場を有する場合、基本契約・オプション契約は個別事業場毎に、&Ucar契約はまとめて1本でお申し込みいただけます。

質問⑤ PL保険 お客様に受託車を納車後、交換した部品自体に欠陥があったことが原因で、お客様のお車に損害を与えてしまいました。PL保険で保険金支払の対象となりますか？

回答 部品そのものに不具合、欠陥があった場合は保険金支払の対象となりません。 ※その欠陥について過失がある場合には、保険金支払の対象となります。ご質問のケースの場合は、部品製造メーカーに賠償責任が発生すると考えられます。

質問⑥ PL保険 受託車を目視点検し、納車した後、点検した箇所が原因で発生した完納車車両の損害は保険金支払の対象となりますか？

回答 点検により整備が不要と判断した場合など、整備作業を伴わない目視点検のミスが原因で発生した完納車車両の損害(PL保険の完納車車両事故)は、保険金支払の対象となりません。ただし、同様のケースで、PL保険の対人事故、対物事故は保険金支払の対象となります。

質問⑦ PL保険・車両賠償保険 受託車の損害(PL保険の完納車損害、車両賠償保険)が発生し、修理中にお客様が借りた代車の費用は保険金支払の対象となりますか？

回答 PL保険の完納車車両事故、車両賠償保険において、受託車に損害が発生した場合で、修理期間中に借りた代車費用は保険金支払の対象となりません。ただし、受託車を加入整備事業者が管理中(車両賠償保険)で盗難にあった場合等の代車費用は保険金支払の対象となりますが、受託車の価額が保険金支払の限度となります。

質問⑧ PL保険・車両賠償保険 PL保険の完納車車両事故と車両賠償保険との違いがよくわかりません。

回答 PL保険の完納車車両事故と車両賠償保険とは、いずれもお客様からお預かりした車両自体の損害を補償する保険ですが、主な違いは下記のとおりとなります。
 PL保険(完納車車両事故) …… 受託車をお客様に納車後、作業を行った結果が原因でその車両が損壊した事故
 車両賠償保険 …… 受託車を保管中または管理中(納車前)に損壊した事故

質問⑨ 車両賠償保険・&Ucar 車両特約 整備の技術的ミスによりお客様からお預かりしたお車や販売用中古車を損壊させてしまいました。本制度の車両賠償保険または&Ucar車両特約にて保険金支払の対象となりますか？

回答 作業の失敗や加工の拙劣による事故につきましては、車両賠償保険・&Ucar車両特約は保険金支払の対象とはなりません。ただし、作業の失敗や加工の拙劣による事故でも、火災・爆発の場合は保険金支払の対象となります。
 なお、保険金が支払われない具体的な事故例は下記のとおりです。
 ●エンジンコントロールユニットにつながる配線の結線を誤ったためにショートを起こし、エンジンコントロールユニットが損壊した。
 ●ラジエーターホースの締め付け不良により、試運転中にオーバーヒートを起こし、エンジンが損壊した。

質問⑩ 全種目(窓ガラス修理費用補償特約、火災保険水災保険特約を除く) 保険金支払時に消費税はどのような取扱いになるのでしょうか？

回答 課税事業者である加入事業者が、お客様から預かった自動車に損傷を与えてしまった場合または販売を目的として使用管理する中古車に損害が生じた場合の修理代が課税取引に該当しない場合は、消費税を除いて保険金が支払われます。なお、その際に加入整備工場(課税事業者)が修理の目的で支払った部品代金・外注料金等に含まれる消費税は「控除対象仕入税」として、消費税を申告する際に納付金より控除することができます。なお、令和5年度税制改正(インボイス制度)により、取扱いが異なる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

質問⑪ 車両賠償保険 受託車両を納車途中に、トイレのためにコンビニ駐車場に車を駐車し、受託車両から目を離していたところ逃げされた場合は、保険金支払の対象となりますか？

回答 加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担する場合は、保険金支払の対象となります。多くの車両が行き交うコンビニなどの駐車場に無人で駐車し、受託車両から目を離すことは、加入事業者の善良なる管理者としての注意義務違反(引渡義務の不履行や保存義務の不履行)が認められる可能性が高く、債務不履行による損害賠償責任を免れるのは困難と考えられます。
 ※ただし、二人体制で納車していて、一方が受託車両を常に見張っている場合などは、加入事業者に法律上の損害賠償責任が発生しない場合があります。

事故が発生したとき、加入事業者はただちに所轄警察署に事故届を行い、さらに所属取扱窓口(整備振興会・整備商工組合)または最寄りの共栄火災・損害サービス窓口(「ご加入のしおり」に掲載)に連絡してください。なお、時間外の場合は下記の休日夜間事故受付センターにて事故の受付をいたしますのでご利用ください。ご連絡が遅れると保険金を全額お支払いできないことがありますのでご注意ください。



① 事故の届出

★共栄火災「休日夜間事故受付センター」

TEL : 0120-441-611

稼働時間：平日17:00～20:00、土・日・祝 9:00～20:00(1月1日～3日は休業とさせていただきます。)

※事故のご連絡の受付をさせていただき、翌営業日に共栄火災損害サービス窓口より事故対応を実施いたします。

② 事故の対応

共栄火災は、担当者を派遣するなど必要な措置を講じます。また、被害者との示談について必要なお手伝いも行います。受託自動車保険と&Ucar自動車保険の対人賠償責任保険・対物賠償責任保険については、示談交渉サービスを行います。なお、賠償金について、あらかじめ共栄火災とご相談なされずに示談やお支払いをされた場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



③ 保険金の支払

相手方との示談が成立または損害額が確定し、必要な書類を提出いただいた後、保険金をお支払いします。

■申込タイプの区別

①新規・継続加入

基本契約、オプション契約ならびに&Ucar契約について加入期間1年で申し込むものをいいます。

②復活加入

基本契約のうちPL保険、オプション契約ならびに&Ucar車両特約には保険の累積支払限度等との関係から加入期間の途中で当該保険の契約が終了した場合、その残余月数分の新たな申し込みをいいます。

③追加加入

基本契約のみ加入している場合、その残余月数分のオプション契約または&Ucar契約の新たな申し込みをいいます。

■主な用語の定義

①「整備」とは、自動車の各部位について分解、締付、取替、修理、加工、钣金、塗装を施工することをいいます。

②「点検」とは、自動車の各部位について試運転、目視、聴音、計器や検査診断機器を用いて部品の摩耗状況や各装置の機能性を確認することをいいます。

③「お客様」とは、加入事業者の事業主とその家族・役員・従事者以外の他人をいいます。

④「完納車」とは、依頼された整備・点検作業を完了してお客様に引き渡された後の受託車をいいます。

⑤「販売用中古車」とは、古物台帳や仕入台帳等で確認できる販売の目的を持って取得した中古車をいいます。

⑥「時価額」とは、被害財物と同程度の損耗度の同一財物の価額をいいます。ただし、&Ucar車両特約においては、被害販売用中古車の仕入価額を基準とした金額となります。

⑦「法律上の損害賠償責任」とは、民法、自賠法、製造物責任法などの法律によって加害者が被害者に対して損害賠償すべきと定められているものをいいます。

■保険期間についてのご注意

①申込タイプが「新規、復活、追加」の場合

保険始期日の午前0時から、翌年の同日午後4時までが保険期間となります。

②申込タイプが「継続」の場合

保険始期日の午後4時から、翌年の同日午後4時までが保険期間となります。

■ご注意

①本制度は最終ページの引受損害保険会社による共同保険契約であり、引受損害保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行います。

②引受損害保険会社の経営が破綻した場合、または引受損害保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となるおそれがあるとして保険業法に基づく所定の手続きが行われた場合には、保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

新規・継続加入等の手続きについて

新規・継続加入

〈保険始期日〉

新規・毎月1日午前0時～

継続・毎月1日午後4時～

【現金でお支払いの場合】

「加入依頼書」に必要事項を記入押印し、保険料を添えて

保険始期日・満期日の前月10日までに

取扱窓口へご提出ください。

【口座振替でお支払いの場合】

「加入依頼書」および「預金口座振替申込書」

に必要事項を記入押印し、

保険始期日・満期日の前々月の1日までに

取扱窓口へご提出ください。

追加・復活加入

加入依頼書に必要事項を記入押印し、保険料を添えて取扱窓口へご提出ください。

毎月10日締切で、翌月1日午前0時が保険始期日となります。

解 約

毎月10日までの受付で、翌月1日が解約日となります。



加入証の送付など

①加入証の送付

ご加入後に、取扱窓口を通じて「加入証」のほか「ご加入のしおり(保険約款などの規定集)のコード」と「ステッカー」を送付します。

②満期通知の送付

満期日の3か月前に、取扱窓口を通じて「満期通知」のほか「パンフレット」「加入依頼書」等を送付します。

下記の「ご確認いただきたい事項」は、会員の皆様(整備事業者)が今回お申し込みされる自動車整備業賠償共済保険につきまして、

- ◆ご加入内容がご意向に合致した契約となっていること
 - ◆加入依頼書の内容が正しく記載されていること
- を確認させていただくものです。

お手数ですが、「本パンフレット」および「重要事項説明書」(加入依頼書裏面)をご参照いただきながら、加入依頼書に記載された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

必ず
お読みください。



ご確認いただきたい事項

① ご加入の保険種類、保険金額	●お選びいただいた保険種類、保険金額が加入依頼書に正しく記載されているかをご確認ください。 ●(車両賠償保険、車両補償保険加入の方のみ)ご加入のタイプ(Xタイプ・Zタイプ)によって免責金額(自己負担額)が異なりますので、免責金額(自己負担額)のタイプが加入依頼書に正しく記載されていることをご確認ください。
② 保険期間(保険の加入期間)	●加入依頼書「共済保険・始期 加入期間」欄に記載の内容をご確認ください。
③ 補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)	●事故によって対応する保険種類が異なり、保険種類ごとに保険金をお支払いする場合、お支払いできない場合が定められていますので、本パンフレットのP.12およびP.13をご確認ください。 ●本パンフレットP.14の「よくあるご質問に関するQ&A」に記載の内容をご確認ください。
④ 整備要員数	●加入依頼書に整備要員数が正しく記載されているかをご確認ください。 ※整備要員とは…役員や従業員など、在籍者全員のうち、整備士資格などに関係なく整備・点検に直接従事する者をいいます。
⑤ 最高保管台数(車両賠償保険、車両補償保険にご加入の方のみ)	●加入依頼書に最高保管台数が正しく記載されているかをご確認ください。
⑥ 車両置場・作業場(車両賠償保険、車両補償保険にご加入の方のみ)	●工場所在地の他に車両置場・電子制御装置整備のための作業場を有する場合、加入依頼書の所定欄に記載されているかをご確認ください。 (車両置場・作業場を5か所以上有する場合は、車両置場明細書をご使用ください。)
⑦ 前年1年間(4月～3月)の中古車販売台数(&Ucar契約にご加入の方のみ)	●加入依頼書に中古車販売台数が正しく記載されているかをご確認ください。
⑧ 保険料(お支払い方法)	●ご加入の保険料につきまして、加入依頼書に正しく記載されているかをご確認ください。 ●お支払い方法につきまして、加入依頼書の「共済保険料払込方法」に正しく記載されているかをご確認ください。
⑨ 重要事項説明書に記載されている事項	●加入依頼書裏面の「重要事項説明書」に記載されている内容をご確認ください。

ご加入の際の注意

●告知義務(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)

ご加入者には、ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

●ご加入後のご注意

ご加入後に、加入依頼書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに取扱窓口または取扱代理店・引受損害保険会社にご通知ください。

●先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

本制度は、各整備振興会・商工組合の協力を得て、全国的に取りまとめた申込を日整連が集約し、全共済を通じて引受損害保険会社6社との間で保険契約を締結して運営されます。

<取扱代理店>



一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511

お取扱窓口

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。

詳しくは上記引受損害保険会社または取扱代理店へご照会ください。

<引受損害保険会社>

●幹事

共栄火災海上保険(株)

営業開発部

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL 03-3504-3422

●副幹事

損害保険ジャパン(株)

●副幹事

東京海上日動火災保険(株)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

大同火災海上保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

(50音順)